

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：日本農林規格等に関する法律施行令

規制の名称：指定農林物資の指定

規制の区分：新設、**改正**、**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：食料産業局 食品製造課 基準認証室

評価実施時期：2019年6月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。）第63条では、日本農林規格（以下「JAS」という。）において名称が定められている農林物資について、その名称がJAS認証を受けていないものにも用いられ一般消費者の商品選択に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、当該物資を指定農林物資として指定することで、JAS認証を受けていないものがその名称を表示することを規制できることとなっている。現在、有機農産物及び有機農産物加工食品（以下「有機農産物等」という。）については、JAS法施行令第17条の規定に基づき、指定農林物資に指定しているため、例えば、JAS認証を受けていない野菜に「有機」と表示することはできないが、有機畜産物、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品（以下「有機畜産物等」という。）については、有機畜産物等そのものがほとんど市場において見受けられなかったことから規制の対象としてこなかった。

近年、消費者の食品に対する関心は、その味や品質だけに留まらず、健康への寄与など多様化する中で、生産過程での環境配慮への取組状況といった、その食品の背景にまで及んでいる。このため、有機食品のように生産方法に特色があり、これにより価値が高まる食品についても年々、関心が高まっているところ。このような食品は、外見による真偽の判別が困難であり、消費者は表示で購入するか否かを判断せざるを得ないため、表示が適切に行われることが重要である。こうした中、有機畜産物等については、JAS認証なしで「有機」と表示したものの流通が増大しており、特にこの4年間で急増するなど、今後更なる増大の兆しがみられる。（参考：有機畜産物等の流通状況調査（全国約600店舗を対象）を行ったところ、JAS認証なしで「有機」と表示したものの商品数は、平成26年と比べると平成29年では9倍に増えていた。さらに、第三者認証のない商品が流通している実態もある。）

また、米国やEU諸国では、有機畜産物等を含む有機食品市場が拡大しており、その規模は我が国と比べて非常に大きなもの（米国：4.7兆円、EU諸国：3.7兆円（以上、FiBL & IFOAM “The World of Organic Agriculture 2018” 掲載の値（2016年（一部の国は2010～2015））を120円/€で換算）、日本：1,850億円（農林水産省推計（2017年））となっている中で、我が国では、有機農産物等については輸出環境の整備が進む一方で、有機畜産物等については進んでおらず、有機食品の主要市場である国々へは有機畜産物等を「有機」と表示して輸出することができない状況となっている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

【課題及びその発生原因】

①の状況が続けば、認証を取得していない有機畜産物等が更に流通し、かつての有機農産物のように一般消費者が商品を購入する際、本当に有機食品としての生産行程を経たものかどうか分からないといった混乱を招き、一般消費者の商品選択に著しい支障を生ずる事態となるおそれがある。

一方、米国やEU諸国をはじめとする海外の主要国では、有機畜産物等についても、国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠した自国の基準を満たし、認証を取得しているものでなければ「有機」と表示できない規制を整備している。このため、今後東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などにより、一層の増加が見込まれる訪日外国人に対し、認証を取得していない畜産物等が「有機」と表示され提供されることにより、我が国の有機食品の流通実態や認証制度に対して不信を抱かれる可能性も懸念される所。

また、有機認証制度を相互に同等と認め、互いに自国の認証品を相手国でも「有機」と表示し、輸出・販売することができる国家間の取り決めがあるものの、我が国では有機畜産物等については表示規制を行っていないために、有機畜産物等については相互承認が進められてこなかった。このため、JAS認証を受けている有機畜産物等は、現状、有機表示の規制を行っている国に対しては「有機」と表示して輸出・販売することができず、「有機」と表示するには事業者は当該輸出相手国の認証も別途取得しなければならない。

【規制以外の政策手段】

有機に参入している事業者は多いものの、事業者間の連携がなく業界をまとめるような者は存在しない。このため、業界による自主規制を期待することは困難と考える。

補助金等により有機認証の取得を促進することも考えられるが、自主的な取組みとしてJAS認証の取得を促すのみでは、全ての畜産物等の「有機」表示について担保することはできず、一般消費者の適切な商品選択に資することはできない。

【規制の内容】

有機畜産物等のJASを有機畜産物等に関する日本国内の唯一の規格と位置づけ、認証を取得したものでなければ、有機畜産物等と表示することは不可とする。

## 2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

【遵守費用】

現在、JAS認証なしで「有機」と表示して流通させている事業者は、引き続き「有機」の表示を維持するためには、新たにJAS認証を取得するための費用負担が生ずることとなる。その費用としては認証手数料のほか、JAS業務を担う者となるための講習会の受講費用が想定され

る。

規制を導入した際、新たに J A S 認証を取得する事業者は、輸入業者が主体となると考えられるが、認証輸入業者となるための認証手数料については、J A S 認証を受ける事業者の規模や認証の申請先である登録認証機関により異なるが、登録認証機関からの届出によると平均費用は約 15 万円/1 事業者であり、講習会の受講費用は約 5 万円/4 人である。また、認証を継続するための手数料としては毎年約 10 万円/1 事業者となる。

前述の流通状況調査で確認された非 J A S 認証品を取り扱う輸入業者が全て J A S 認証を受けるためには、初年度に 26 事業者 × (15 万円 + 5 万円) = 520 万円、2 年目以降は 26 事業者 × 10 万円 = 260 万円の費用が想定される。

#### 【行政費用】

新たに J A S 認証のない有機畜産物等の表示を取り締まることとなるが、現在、有機農産物等の表示の取り締まりは、主に食品表示法等による食品表示の監視業務として店舗調査を行う中で一体的に実施しており、今後、有機畜産物等もこれに加わる事となる。具体的には、生鮮食品及び加工食品については、容器包装等に義務表示事項である名称、原産地等が適切に表示されているか等を点検する中で、これに加えて有機に関しては名称等に「有機」や「オーガニック」などと銘打っていた場合に同じ容器包装等に J A S マークが付してあるか否かを確認するに過ぎず、監視の対象食品の範囲は全く同じであり、有機畜産物等が新たに取り締まりの対象として追加されても店舗調査に係る行政費用の増加は特段見込まれない。

#### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和ではない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

これまで J A S 認証を受けずに「有機」と表示された畜産物等の表示が規制され、規格に合致していることを第三者が確認しているものだけが「有機」と表示され流通することから、一般消費者は統一された基準に基づき生産された有機畜産物等を選択することが可能となる。

消費者購買意識調査（調査：一般社団法人オーガニックヴィレッジジャパン）によると、有機食品を購入したことがある者の 30% がそれぞれハム・ソーセージ類、牛乳などの乳製品を購入したことがあると回答していた。また、有機食品を購入したことがある者に対し、今後購買したい品目を聞いたところ、上位 10 位内に肉類、ハム・ソーセージ類が挙げられており、潜在的に購入意欲を持っている者に対し、有機の認証を取得したものを提供できる。

適切な規制の結果、有機農産物の認証を取得した事業者が年々増加傾向にあるように、取り組む者が増えることが見込まれ、有機食品の市場拡大につながる。

また、米国やEU諸国をはじめとする海外の主要国は、国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠した自国の基準を満たし、認証を取得しているものでなければ「有機」と表示することを認めない規制を設け、その上で、国家間で互いの貿易を促進するため、それぞれの有機認証を同等のものとして取り扱う相互承認に取り組んでいるところ。

こうした中、我が国は、有機農産物等については、米国、EU等と相互承認の取組みを進めてきたが、「有機」表示を規制していない有機畜産物等については、有機認証の相互承認の対象にできなかったところである。

畜産物等についても「有機」表示の規制が導入されれば、JAS以外の他国の有機認証を受けた畜産物等については「有機」と表示できなくなるため、有機認証の同等性の相互承認に向けた各国との協議が促進され、我が国の有機畜産物等の輸出環境の早期整備にも直結することが期待される。

現在、米国に有機畜産物等を輸出するためには、米国の有機認証を取得する必要があるが、日本国内には米国の有機の認証機関がないため、外国の認証機関に英語で申請をしなければならない。外国の認証機関から認証を得るための申請に係る費用として約30万円に加え、実地検査に係る旅費が必要となる。しかし、有機畜産物等が指定農林物資となり、米国と有機畜産物等についての認証の同等性の相互承認がなされれば、有機JASの認証を取得することで、米国の有機認証を取得することなく、そのまま米国に有機畜産物等として輸出することが可能となる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

便益の算出は困難であるが、JAS認証を受けずに「有機」と表示されたものが流通しなくなることで、一般消費者の商品選択に著しい支障が生じるおそれなくなるものと考えられる。

一方で「JAS認証品＝有機」となることで、消費者は共通の目線で商品選択が可能となるため、有機畜産物等を取り扱う事業者にとっては、競争条件が整えられる中で、これまで以上に有機認証としての訴求力を活かした展開が可能となる。また、有機食品の需要の高まりを背景に我が国の有機農産物等の輸出は6年で6.6倍（188トン（2011年）→1,244トン（2017年））に伸びている状況にあることから、有機畜産物等についても海外主要国との有機認証の同等性の相互承認を促進し、輸出環境を整えることで、年間1割程度の伸びを示す米国やEU諸国などの有機食品市場に向けて我が国の有機食品の輸出促進に繋げていくことが期待できる。なお、認証機関への聞き取りによると、有機畜産物等については現在は輸出はほとんどないものと考えられる。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制緩和ではない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

これまでは有機の認証を取得しなくても有機畜産物等と表示することができたが、今回の規制により、認証を取得しなければ有機畜産物等と表示できなくなるため、影響を受ける事業者が存在する。なお、表示違反に対しては表示の除去抹消命令等がなされるが、これに従わない場合は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することとなる。

しかしながら、一般消費者にとっては統一された基準に基づき生産された有機畜産物等を選択することが可能となるため、我が国における有機認証制度の信頼性が高まり、ひいては関連産業の健全な発展に繋がるものと考えられる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

主要な便益である一般消費者の商品選択の支障の低減について、金銭価値化することは困難であるが、JAS認証なしに「有機」と表示した畜産物等の流通が規制されることにより、一般消費者の商品選択における便益は確実に増大することとなる。

一方で、これまで認証を受けていなかった事業者にとっては、認証を取得するための費用が生ずることとなるが、「JAS認証品＝有機」となることで、消費者は共通の目線で商品選択が可能となるため、有機畜産物等を取り扱う事業者にとっては、競争条件が整えられる中で、これまで以上に有機認証としての訴求力を活かした展開が可能となる。

また、現状では有機畜産物等の輸出はほとんどないものと考えられるが、有機食品の需要の高まりを背景に我が国の有機農産物等の輸出は6年で6.6倍（188トン（2011年）→1,244トン（2017年））に伸びている状況にあることから、有機畜産物等についても海外主要国との有機認証の同等性の相互承認を促進し、輸出環境を整えることで、年間1割程度の伸びを示す米国やEU諸国などの有機食品市場に向けて、我が国の有機食品の輸出促進に繋げていくことが期待できる。以上のことから、総体的な費用と便益を比較すると、当該規制を導入することが妥当である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

TBT協定第2条4では、WTO加盟国が強制規格を定める際は、関連する国際規格が存在する場合は、当該国際規格を基礎とすることが規定されている。このため、有機食品について名称

表示の規制を行っている加盟国では、コーデックスガイドラインに準拠し、当該食品の認証制度を設けている。我が国における有機畜産物等も同様にコーデックスガイドラインに準拠した認証制度を運用する中で、今回新たに名称表示の規制を行うものであり、これに代替する仕組みを採用する余地はないものとする。

加えて、費用対効果の面で考えても、現存する有機畜産物等に係る認証制度をそのまま活用しつつ、既に有機農産物等について実施されている規制の枠組みをそのまま利用し、これに有機畜産物等を品目として追加するものであり、新たに他の規制手法やシステムを検討・構築・導入・普及する場合に比べて、そのための余分な初期費用も必要なく、また、有機農産物等と一体的に運用することができるため、費用対効果が高いと考える。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

平成 29 年度に畜産物等における「有機」表示の市場調査を実施するとともに、有機畜産物等を取り扱う関係者などに対し、ヒアリングを行うなどして、今回の措置の検討に活用した。

また、平成 22 年に消費者や有機食品を取り扱う関係者などをパネリストとして全国 5 カ所で開催した「有機 J A S 規格に関する意見交換会」や、これまでの有機 J A S 規格の見直しの際の「農林物資規格調査会（審議会）」でとり上げられた「有機農産物等と有機畜産物等で名称表示の取り扱いが異なることへの消費者にとっての分かりにくさ」などの議論も考慮した。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

J A S 法施行令改正の施行後 5 年を目途として事後評価を実施する。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ① 畜産物等の「有機」表示の状況、有機畜産物等の流通状況。
- ② J A S 認証の認証数
- ③ 有機畜産物等の輸出量